

参考3 調査票

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成28年度)

O. 基礎情報

全団体が御回答ください。

Q 0-1. 貴団体に該当する分類(地方公共団体の区分)について、あてはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

1	都道府県
2	政令指定都市
3	中核市
4	施行時特例市
5	特別区
6	人口10万人以上であって、上記2~4以外の市町村
7	人口3万人以上10万人未満の市町村
8	人口1万人以上3万人未満の市町村
9	人口1万人未満の市町村
10	地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)

全団体が御回答ください。

Q 0-2. 団体内の体制について

(1). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の有無について、あてはまるものを下の選択肢からお選びください。

回答:

選択肢:

1	ある
2	ない

Q0-2(1)で1を回答した場合→Q0-2(2)へ、2を回答した場合→Q0-2(3)へ

↓Q0-2(1)で1を回答した場合

(2). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の名称と、所属職員数を御記入ください。

部(局)課係の名称:

所属職員数:

人

↓Q0-2(1)で2を回答した場合

(3). 地球温暖化対策に関する業務を担当する職員数を御記入ください。該当する職員がいない場合は「0(ゼロ)」を御記入ください。

担当職員数:

人

全団体が御回答ください。

(4). 平成28年度の地球温暖化対策担当部(局)課係の「負担金・補助及び交付金」予算のうち補助金の額(歳入)を御記入ください。(国などから受けているもの)

①補助金の総額		千円
②総額のうち、環境省からの補助金の額		千円
③総額のうち、その他省庁からの補助金の額		千円
④総額のうち、都道府県からの補助金の額		千円

都道府県、市町村(特別区含む。)の御担当者の方のみ御回答ください。

Q 0-3. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年月を御記入ください。また、当該条例の目的についてあてはまるものを選択ください。

条例の名称	制定年月				条例の主目的(複数選択可)			
					地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
	平成		年	月				
	平成		年	月				
	平成		年	月				
	平成		年	月				
	平成		年	月				

例)

条例の名称	制定年月				条例の主目的(複数選択可)			
					地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
「京都市地球温暖化対策条例」(京都市)	平成	16	年	12	月	●		
「五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例」(宮崎県五ヶ瀬町)	平成	23	年	9	月	●		
「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」(長野県飯田市)	平成	25	年	3	月		●	
「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(東京都)	平成	12	年	12	月	●		●
「脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例(仮称)」(徳島県)※答申中	平成		年		月			●

参考-197

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成28年度)

1. 事務事業に関する事項

Q 1-1. 全団体が御回答ください。

実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

<※重要なお知らせ>

実行計画(事務事業編)は、温対法第21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法第21条第1項が準用されるため、策定が義務付けられています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に照して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に關し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に關し必要な事項

3～12 (略)

○地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(市に關する規定の適用)

第269条(略)

2 他の法令の市に關する規定中法律又はこれに基づき政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することとされているものに關するものは、特別区にこれを適用する。

3 (略)

(普通地方公共団体に關する規定の適用)

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあっては都道府県に關する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあっては市に關する規定、その他のものにあっては町村に關する規定を適用する。

(1). 平成28年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定状況を下の選択肢の中からお選びください。

回答:	選択肢:	0	過去に一度も策定したことがなく、平成28年10月1日以降も策定する予定はない
		1	過去に一度も策定したことがないが、平成28年10月1日以降に策定する予定がある
		2	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定はない
		3	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定がある
		4	既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない
		5	既に計画期間を経過しており、平成28年10月1日以降に改定する予定がある

平成 年度
1、3、5を回答

Q1-1(1)で0又は1を選択した場合→Q1-1(3)へ、Q1-1(1)で2～5を選択した場合→Q1-1(2)へ

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(2). 平成28年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください(数値の入力は半角英数字にてお願いします。改定した場合は、最新の実行計画(事務事業編)について御記入ください。)

また、最新の実行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

当初策定年度	平成 年度	計画期間	年間
		※開始年度から目標年度までの年数	
最終改定年度	平成 年度	計画期間	年間
		※開始年度から目標年度までの年数	

最新の執行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

記入例
策定年度:平成21年、開始年度:平成21年、目標年度:平成27年の場合、計画期間は7年間
記入例
策定年度:平成21年、開始年度:平成22年、目標年度:平成27年の場合、計画期間は6年間

Q1-1(1)で2、3又は5を選択した場合→Q1-1(4)へ、Q1-1(1)で4を選択した場合→Q1-1(3)へ

↓Q1-1(1)で0、1又は4を選択した場合のみ

温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村(特別区含む。)並びに地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)は、実行計画(事務事業編)を策定することが義務付けられています。

(3). 実行計画(事務事業編)が現時点で未策定(若しくは計画期間が過ぎても未策定)の理由について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	計画を策定・改定するための人員がいなかったため
	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しかったため
	専門知識がなかったため
	これまでの実績の検証・評価ができていないため
	国のマニュアル策定を待っているため
	他の業務と比較して優先度が低いため
	策定が義務だと知らなかったため
	属する地方公共団体が策定しているため
	管理・保有している施設・設備がないため
	その他
	不明

※都道府県、市町村(特別区含む。)の御担当者は選択しないでください。
※都道府県、市町村(特別区含む。)の御担当者は選択しないでください。

Q1-1(1)で0又は1を選択した場合→Q1-1(3)へ、Q1-1(1)で4を選択した場合→Q1-1(4)へ

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(4). 最新の執行計画(事務事業編)の策定又は改定を協議・審議した場について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	地方公共団体実行計画協議会
	地球温暖化対策地域協議会
	環境審議会
	関係各課等で構成される庁内組織
	その他
	協議・審議する場はない
	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)(例)庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会等

- (6) 最新の実行計画(事務事業編)の策定又は改定を協議・審議したメンバーについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	部局内担当者
☐	庁内の関係部局担当者
☐	NPO等
☐	住民代表
☐	地元の企業担当者
☐	外部の学識経験者
☐	計画原案を委託した外部業者
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例) 他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等

Q1-1(5)で「計画原案を委託した外部業者」を選択→Q1-1(6)へ、「計画原案を委託した外部業者」以外を選択→Q1-1(8)へ

↓Q1-1(5)で「計画原案を委託した外部業者」を選択した場合のみ

- (6) 最新の実行計画(事務事業編)の策定又は改定に関する原案作成段階でのコンサルタント等外部業者への委託状況に関し、委託内容について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	排出量算定(現状推計、将来推計、目標設定)
☐	排出量算定ツールの作成
☐	情報システムの作成
☐	対策・施策検討、計画原案作成
☐	推進体制、進捗管理のあり方
☐	その他

「情報システム」とは、単純に排出量を算定するツールのみならず、以下の様々な機能を有したもの
・施設ごとのエネルギー使用量を自動集計する機能
・見える化による結果のフィードバック機能
・各種法令等が定める提出形式に即してアウトプットする機能 等

- (7) 最新の実行計画(事務事業編)策定・改定にかかる外部業者への委託の合計金額(税込みの概数)を御記入ください(複数の外部業者、複数年にまたがり契約している場合は、合算して御記入ください)。

回答例: 外部業者A 1,500千円、外部業者B 2,000千円 の場合: 外部業者委託合計金額3,500千円

外部業者委託合計金額	
	千円

- (8) 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/jimu/pub/download.html)にて、実行計画(事務事業編)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。
最新の実行計画(事務事業編)の策定又は改定に当たって使用したマニュアルやツール類について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改定のための手引き
☐	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
☐	簡易版: 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定用フォーマット
☐	二酸化炭素排出量計算シート
☐	かんたん算定シート
☐	存在がなかった
☐	その他
☐	使用したかどうかわからない

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

全団体が御回答ください。

- (9) 温対法の平成28年6月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました(温対法第21条第1項)。
貴団体における実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。
また、予定がある場合は具体的な共同する予定がある相手先を御記入いただき、関心がある場合は共同したい相手先について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

回答:

1、2を選択

※複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください

選択肢:

☐	1 平成28年度中に共同した計画を策定予定
☐	2 平成28年度以降に共同した計画を策定予定
☐	3 共同策定の予定はないが関心がある
☐	4 共同策定の予定がなく関心もない
☐	5 検討していない
☐	6 不明

3を選択

共同する予定の団体名:

共同したい団体:

☐	管内の市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
☐	隣接する都道府県(市町村(特別区含む。))の場合
☐	近隣の市町村(特別区含む。)
☐	一部事務組合等
☐	その他

Q1-1(1)で0又は1を選択した場合→Q1-4(1)へ、Q1-1(1)で2～5を選択した場合→Q1-1(10)へ

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

- (10) 策定した最新の実行計画(事務事業編)の公表方法について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書、環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント展示などで公表している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

URL:

ホームページに掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

(「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。)

例) その他: 議が発信しているメールマガジン 等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため 等

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

- Q 1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対象について

- (1) 最新の実行計画(事務事業編)における基準年度・目標年度・温室効果ガス排出削減目標等を、それぞれ御記入ください。

- ① 温室効果ガス排出量の総量で目標を設定している場合

(合計値の単位は、t-CO₂/年にて御記入ください。(実行計画(事務事業編)がkg-CO₂/年を単位として記載されている場合は、単位をt-CO₂/年に変換して御記入ください。)

なお、「1,000kg-CO₂/年=1t-CO₂/年」です。))

	基準年度		目標年度	
	(平成 年度)	(t-CO ₂ /年)	(平成 年度)	(t-CO ₂ /年)
総排出量				
削減率				%

※基準年度及び目標年度の温室効果ガス排出量や削減目標等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

- ② 1人あたりの温室効果ガス排出量で目標を設定している場合
(1人あたりの温室効果ガス排出量は、kg-CO₂/人にて御記入ください)

	基準年度		目標年度	
	(平成)	年度	(平成)	年度
1人あたりの温室効果ガス排出量		kg-CO ₂ /人		kg-CO ₂ /人
削減率目標				%

※基準年度及び目標年度1人あたりの温室効果ガス排出量・削減率目標等に変更があった場合その概要を御記入ください。

- (2) 実行計画(事務事業編)が対象としている事務事業について

- ① 保有施設のうち、全部または一部を実行計画(事務事業編)の対象としていない施設について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。
保有していない施設は不要です。

	市役所・支所
	コミュニティセンター・地区センターなど
	文化会館・公会堂など
	スポーツセンター・野球場などのスポーツ施設
	少年自然の家・キャンプ場など
	保養所など
	図書館・配本所など
	博物館・資料館・美術館など
	公民館・生涯学習センターなど
	小学校・中学校・高等学校・大学など
	幼稚園
	学校給食センター・教育相談所など
	保育所
	児童館など
	老人福祉センターなど
	障害者支援センターなど
	公営住宅
	福祉会館など
	保健所・保健センターなど
	清掃事業所など
	警察本部・交番など
	消防本部・出張所など
	産業振興センター・勤労福祉会館など
	管理棟・倉庫など

	し尿処理施設など
	地域冷暖房施設など
	廃棄物処理施設など
	上水道施設(配水所など)
	下水道施設(下水処理場など)
	交通施設(鉄道・軌道事業の結所、車両基地、変電所など)
	自動車施設(営業所、バスセンターなど)
	電気・ガス供給施設(発電所、変電所、ガス製造工場など)
	空港・海港施設(駅、ターミナルビル、桟橋、倉庫など)
	病院・診療所など
	卸売市場など
	と畜場など
	休養宿泊施設など
	公用車
	街路灯、防犯灯
	駐車場
	溜場・基地
	公衆便所
	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q1-2(2)①で選択した項目がある場合→Q1-2(2)②へ、Q1-2(2)①で選択した項目がない場合→Q1-2(3)へ

↓Q1-2(2)①で選択した項目がある場合のみ

- ② 選択した施設等について、対象としていない理由としてあてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	管理委託をしているため
	指定管理をしているため
	PFI(Private Finance Initiative)で運営しているため
	その他
	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例) 他部署との連携が図られていない。知見のある職員が配属されていない 等

- (3) 既存の行政計画のうち、実行計画(事務事業編)と調和・連携又は統合しているものがあれば、お選びください(計画ごとに1つ選択)。

	総合計画
	環境基本計画
	公共施設等総合管理計画
	(一般、産業)廃棄物処理計画
	その他

選択数:	1	調和・連携している
	2	統合している
	3	調和・連携も統合もしていない
	4	不明

●「調和・連携」とは
関連する他分野の行政計画において、実行計画(事務事業編)の目的や対策施策等の事項や趣旨が、組み込まれていることを指します。
●「統合」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

(「その他」の調和・連携している行政計画の名称と対応する部分を具体的に御記入ください。)

(「その他」の統合している行政計画の名称を御記入ください。※実行計画(区域施策編)は除きます。)

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

- Q 1-3. 実行計画(事務事業編)の進捗管理の仕組みについて

- (1) 認証取得の有無に関わらず、導入している環境関連マネジメントシステムについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	エネルギーマネジメントシステムISO50001
	環境マネジメントシステムISO14001
	エコアクション21
	独自の環境マネジメントシステム
	その他
	不明

(「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

●エネルギーマネジメントシステムISO50001
組織活動において使用するエネルギー量を管理・改善するために、エネルギー方針・目的・目標を設定し、これらをPDCAのマネジメントシステムで継続的に改善するための要求事項を定めた国際規格
●環境マネジメントシステムISO14001
組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑止することを目的に定められた環境に関する国際規格
●エコアクション21
広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取組を効果的・効率的に行うマネジメントシステムとして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、事業者のための認証・登録制度

(2) 実行計画(事務事業編)の進捗管理を円滑に行うために取り組んでいるものについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	全ての施設・設備を対象とする進捗管理体制の構築
	一部の施設・設備を対象とする進捗管理体制の構築
	全職員への計画内容の周知
	職員研修
	取組点検に対する監査
	取組の評価
	進捗管理の仕組みの見直し・改善
	その他
	取り組んでいない
	不明

(3) 実行計画(事務事業編)の進捗状況を協議・審議する場について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	地方公共団体実行計画協議会
	地球温暖化対策地域協議会
	環境審議会
	関係各課等で構成される行内組織
	その他
	協議・審議する場はない
	不明



(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) (例) 庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会 等

全団体が御回答ください。

Q 1-4. 事務事業に関する省エネルギー対策の取組状況

(1) 設備等の省エネルギー対策に取り組んでいますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

1	実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる
2	実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる
3	対象となる施設や設備はあるが、取り組んでいない
4	施設や設備を保有していない
5	不明

Q 1-4(1)で1を選択→Q1-4(2)へ、Q1-4(1)で2～5を選択→Q1-5(1)へ

↓ Q1-4(1)で1を選択した場合のみ

(2) 実行計画(事務事業編)に位置付けている省エネルギー対策の内容について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	設備・機器の使用に関する取組(節電、エコドライブなど)
	設備・機器の保守・管理に関する取組
	設備・機器の運用改善に関する取組
	設備・機器の導入・更新に関する取組
	その他の省エネルギーに資する取組



(「その他」の省エネルギーに資する取組の内容を具体的に御記入ください。)

全団体が御回答ください。

Q 1-5. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

(1) 再生可能エネルギーの導入に取り組んでいますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

1	実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる
2	実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる
3	対象となる施設や設備はあるが、取り組んでいない
4	施設や設備を保有していない
5	不明

Q 1-5(1)で1を選択→Q1-5(2)へ、Q1-5(1)で2を選択→Q1-5(3)へ、3～5を選択→Q1-5(4)へ

↓ Q1-5(1)で1を選択した場合のみ

(2) 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述含む。)を御記入ください。

(例) 公共施設への〇〇エネルギー導入によって、▲▲年比■%削減を目標とする

↓ Q1-5(1)で1又は2を選択した場合のみ

(3) 事務事業に関して、全ての再生可能エネルギー(電気・熱)について、既導入施設数を御記入ください。未導入の場合は、必ず、施設数に“0”を御記入ください。

		施設数	
再生可能エネルギー (電気)	太陽光発電		施設
	風力発電		施設
	バイオマス発電		施設
	地熱発電		施設
	中小水力発電		施設
	廃棄物発電		施設
	海洋エネルギー発電		施設
再生可能エネルギー (熱)	太陽熱		施設
	地中熱		施設
	温水熱		施設
	バイオマス熱		施設
	廃棄物熱		施設
	温泉熱		施設
	工場排熱		施設
熱電併給(コージェネ)			施設
燃料電池			施設
燃料電池自動車			台
その他			施設
			「その他」の具体的な内容

全団体が御回答ください。

- (4) 事務事業の対象範囲で、平成29年度～平成33年度までの5年間に再生可能エネルギー(電気・熱)の新たな導入予定はありますか。現時点での取組の有無に関わらず、下の選択肢の中からお選びください。

回答:		選択肢:	1	導入予定がある
			2	導入予定はない
			3	導入先として適切な施設や設備を保有していない
			4	不明

Q1-5(4)で1を選択→Q1-5(5)へ、Q1-5(4)で2～4を選択→Q1-6(1)へ

↓Q1-5(4)で1を選択した場合のみ

- (5) 事務事業に関して、全ての再生可能エネルギー(電気・熱)について、「導入予定がある」施設数を御記入ください。導入予定がない場合は、必ず、施設数に“0”を御記入ください。

		施設数	
再生可能エネルギー(電気)	太陽光発電		施設
	風力発電		施設
	バイオマス発電		施設
	地熱発電		施設
	中小水力発電		施設
	廃棄物発電		施設
	海洋エネルギー発電		施設
再生可能エネルギー(熱)	太陽熱		施設
	地中熱		施設
	雷氷熱		施設
	バイオマス熱		施設
	廃棄物熱		施設
	温泉熱		施設
	工場排熱		施設
熱電併給(コージェネ)			施設
燃料電池			施設
燃料電池自動車			台
その他			施設
		「その他」の具体的な内容	

全団体が御回答ください。

- Q 1-6. 事務事業に関する吸収源対策の取組状況

- (1) 下表の吸収源対策の取組状況について、下の選択肢の中からお選びください。(対策ごとに1つ選択)

	森林吸収源対策
	農地土壌炭素吸収源対策
	都市緑化等の推進
	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

--

選択肢:	1	実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる
	2	実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる
	3	取り組んでいない
	4	不明

Q1-6(1)で1を選択した項目がある場合→Q1-6(2)へ、1を選択した項目がない場合→Q1-7(1)へ

↓Q1-6(1)で1を選択した項目がある場合のみ

- (2) 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む。)を御記入ください。

例)森林吸収源対策として、〇〇年度までに△△haの開伐を実施する 等

--

全団体が御回答ください。

- Q 1-7. 事務事業に関する物品購入等の取組状況

- (1) 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、あてはまるものをお選びください。

	環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進
	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進
	公共建築物等における木材の利用促進に関する法策に基づく公共建築物の整備
	BATの積極的な導入
	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

--

選択肢:	1	実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる
	2	実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる
	3	取り組んでいない
	4	不明

●BAT(Best Available Techniques)
経済的に利用可能な最善の技術。例えば、「環境省指定先進的省エネルギー設備機器一覧」に位置付けられた設備・機器など。

Q1-1(1)で0又は1を選択した場合→Q1-9(1)へ、Q1-1(1)で2～5を選択した場合→Q1-8(1)へ

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

- Q 1-8. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

- (1) 温対法第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年実施状況を公表しなければならないとされています。実行計画(事務事業編)における実施状況(温室効果ガスの総排出量を含む。以下同じ。)の点検のタイミングについて、下の選択肢の中からお選びください。

回答:		選択肢:	1	毎月点検している
			2	四半期に一回のペースで点検している
			3	毎年点検している
			4	毎年ではないが点検している
			5	点検していない
			6	不明

- (2) 実行計画(事務事業編)における点検の対象について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	温室効果ガスの総排出量
☐	部署単位の排出量
☐	施設管理者単位の排出量
☐	建物単位の排出量
☐	実行計画に定めた取組項目
☐	ベンチマーク指標との比較
☐	その他
☐	不明

→ (「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

- (3) 実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出量(又は、エネルギー使用量など)の集計方法について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	独自情報システムにより集計(庁内LANを活用等)
☐	独自Excel等により集計
☐	独自様式の紙簿等により集計
☐	環境省の支援ツールにより集計
☐	外部業者に委託集計
☐	その他
☐	不明

→ (「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

- (4) 現在採用している集計方法の改善したい点について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	改善したい点はない
☐	維持管理にコストがかかる
☐	入力等の作業に手間・時間がかかる
☐	新たな機能を追加したいが機能の拡張が難しい
☐	関係者に負担感があり協力が得られにくい
☐	その他

→ (「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

- (5) 実行計画(事務事業編)における点検結果・評価の公表方法について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書・環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会等で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント・展示などで公表している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

→ URL: _____

→ (「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。)

例) その他: 課が発行しているメールマガジン等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため 等

ホームページに掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

- (6) 最新の実行計画(事務事業編)における直近に実施した点検状況について、年度・温室効果ガス排出量をそれぞれ御記入ください。実施されていない項目は空欄で結構です。

① 温室効果ガス排出量の総量で目標を設定している場合

(合計値の単位は、 $t\text{-CO}_2/\text{年}$ にて御記入ください。(実行計画(事務事業編)が $kg\text{-CO}_2/\text{年}$ を単位として記載されている場合は、単位を $t\text{-CO}_2/\text{年}$ に変換して御記入ください。)

なお、「 $1,000kg\text{-CO}_2/\text{年} = 1t\text{-CO}_2/\text{年}$ 」です。))

※直近の状況を必ず御記入ください。

	年度(直近)
排出量	(平成) 年度 ($t\text{-CO}_2/\text{年}$)

② 1人あたりの温室効果ガス排出量で目標を設定している場合

(1人あたりの温室効果ガス排出量は、 $kg\text{-CO}_2/\text{人}$ にて御記入ください。)

※直近の状況を必ず御記入ください。

	年度(直近)
排出量	(平成) 年度 ($kg\text{-CO}_2/\text{人}$)

- (7) 実行計画(事務事業編)における直近の進捗状況を担当部局としてどのように評価していますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答: _____

選択肢:

1	目標達成に向けて、順調に進んでいる
2	目標達成が困難な状況である
3	評価していない

※選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。

Q 1-9. 実行計画(事務事業編)の見直しについて

全団体が御回答ください。

- (1). 国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)を受けた実行計画(事務事業編)の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	1	(計画期間内であるが、)国の計画策定を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)
	2	計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である
	3	国の計画策定を受けて、策定・改定済みである
	4	過去に一度も策定したことがないが、国の計画策定を受けた策定を予定している
	5	策定(・改定)時期未定

1、2、3、4を回答

平成 年度

Q1-1(1)で0又は1を選択した都道府県の御担当者の方→Q1-10へ

Q1-1(1)で0又は1を選択した市町村(特別区含む。)の御担当者の方→Q2-1(1)へ

Q1-1(1)で0又は1を選択した地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者の方→Q4-1へ

Q1-1(1)で2～5を選択した場合→Q1-9(2)へ

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

- (2). 実行計画(事務事業編)における中間見直しの対象について、下の選択肢の中からお選びください。

	目標値や取組内容
	進行管理の仕組み
	点検・評価結果の公表

選択肢:	1	対象としている
	2	対象としていない
	3	不明

- (3). 実行計画(事務事業編)の直近の中間見直しの予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	1	予定がある
	2	予定がない
	3	不明

→

平成 年度

- (4). 実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果は、公表以外どのように活用していますか。あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	国内機関(国や都道府県など)へ報告している
	国外機関へ報告している
	実行計画(事務事業編)の見直しに活用している
	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している
	審議会・委員会への報告資料としている
	排出量が増加した部局又は施設へ結果をフィードバックし、改善を求めている
	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている
	その他
	活用していない
	不明

機関名称
機関名称

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

都道府県の御担当者の方→Q1-10へ、市町村(特別区含む。)の御担当者の方→Q2-1(1)へ、地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者の方→Q4-1へ

都道府県の御担当者の方のみ御回答ください。

- Q 1-10. 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」として挙げられているもの等のうち、取り組んでいるものを全てお選びください(複数回答可)。

	管下の市町村における取組の優良事例の情報収集
	管下の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
	その他
	取り組んでいない

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成28年度)

2. 区域施策に関する事項(都道府県、市町村(特別区含む。))の場合のみ回答)

Q 2-1. 都道府県、市町村(特別区含む。))の全体が御回答ください。

実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

※重要なお知らせ

実行計画(区域施策編)は、温対法第21条第3項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市(施行時特別市を含む。)に策定が義務付けられています。また、政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

〇地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 1・2 (略)

3 都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー等であって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量より少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物をいう。))の発生抑制の促進その他の循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。))の形成に関する事項

〇地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(抜粋)

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画(以下「地方公共団体実行計画(区域施策編)」という。)を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し実施するよう努める。

- (1). 平成28年10月1日現在における最新の実行計画(区域施策編)に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

0	過去に一度も策定したことがなく、平成28年10月1日以降も策定する予定はない
1	過去に一度も策定したことがないが、平成28年10月1日以降に策定する予定がある
2	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定はない
3	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定がある
4	既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない
5	既に計画期間を経過しており、平成28年10月1日以降に改定する予定がある

平成 年度
1、3、5を回答

Q2-1(1)で0又は1を選択した場合→Q2-1(3)へ、Q2-1(1)で2～5を選択した場合→Q2-1(2)へ

↓Q2-1(1)で2～5を選択した場合

- (2). 平成28年10月1日現在の実行計画(区域施策編)の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください(数値の入力は半角英数字にてお願いします。改定した場合は、最新の実行計画(区域施策編)について御記入ください。)。また、最新の実行計画(区域施策編)の名称を御記入ください。

当初策定年度	平成 年度	※開始年度から目標年度までの年数	計画期間	年間
最終改定年度	平成 年度 ※改定した場合のみ入力	※開始年度から目標年度までの年数	計画期間	年間

最新の実行計画(区域施策編)の名称を御記入ください。

記入例
策定年度:平成21年、開始年度:平成21年、
目標年度:平成27年の場合、計画期間:7年間
記入例
策定年度:平成21年、開始年度:平成22年、
目標年度:平成27年の場合、計画期間:6年間

Q2-1(1)で2、3又は5を選択した場合→Q2-1(4)へ、Q2-1(1)で4を選択した場合→Q2-1(3)へ

↓Q2-1(1)で3、4又は5を選択した場合

- (3). 実行計画(区域施策編)が現時点で未策定(又は計画期間が過ぎても未改定)の理由について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	財源が不足しているため
☐	人員が不足しているため
☐	他の部局の協力が得られにくい
☐	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため
☐	最新の技術情報や知見が不足しているため
☐	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため
☐	有望な対策・施策が見つからないため
☐	東日本大震災等の自然災害の影響が続いているため
☐	国のマニュアル策定を待っているため
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため
☐	既に取組が進んでいるため
☐	その他
☐	上記に該当するものがない

Q2-1(1)で0又は1を選択した場合→Q2-1(11)へ、Q2-1(1)で4を選択した場合→Q2-1(4)へ

↓Q2-1(1)で2～5を選択した場合

- (4). 最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定を協議・審議した場について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	地方公共団体実行計画協議会
☐	地球温暖化対策地域協議会
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される行内組織
☐	その他
☐	協議・審議する場はない
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。(例)行外の関係者を含むメンバーで構成される委員会 等

- (6). 最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定を協議・審議したメンバーについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	部局内担当者
☐	庁内の関係部局担当者
☐	NPO等
☐	住民代表
☐	地元の企業担当者
☐	外部の学識経験者
☐	計画原案を委託した外部業者
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例) 他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等

Q2-1(5)で「計画原案を委託した外部業者」を選択→Q2-1(6)へ、「計画原案を委託した外部業者」以外を選択→Q2-1(8)へ

1 Q2-1(5)で「計画原案を委託した外部業者」を選択した場合のみ

- (6). 最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定に関する原案作成段階でのコンサルタントなど外部業者への委託状況について、委託内容について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	排出量算定(現状推計、将来推計、目標設定)
☐	排出量算定ツールの作成
☐	情報システムの作成
☐	対策・施策検討、計画原案作成
☐	推進体制、進捗管理のあり方
☐	その他

「情報システム」とは、単純に排出量を算定するツールのみならず、以下の様々な機能を有したもの
・施設ごとのエネルギー使用量を自動算計する機能
・見える化による結果のフィードバック機能
・各種法令等が定める提出様式に即してアウトプットする機能 等

- (7). 最新の実行計画(区域施策編)策定・改定にかかる外部業者への委託の合計金額(税込の概数)を御記入ください(複数の外部業者、複数年にまたがり契約している場合は、合算して御記入ください)。

回答例: 外部業者A 1,500千円、外部業者B 2,000千円 の場合: 外部業者委託合計金額3,500千円
外部業者委託合計金額
千円

- (8). 最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定(現状推計、将来推計、目標設定)で困難だったことについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	原単位などのデータが記載されている1次資料の所在確認・収集が大変
☐	算定・推計方法が専門的で分からない
☐	担当者も少ない(人手不足)
☐	専門家の助言が必要
☐	電気、都市ガスなど供給者データの提供がなかなか協力が得られない
☐	その他
☐	特になし
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例) 国の削減目標が未定だったため、目標値の設定に苦慮した。算定の根拠データが古く実施に即した推計が難しい 等

- (9). 最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定の過程で困難だったことについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討
☐	削減目標の設定
☐	対策・施策の検討
☐	対策・施策の削減効果の試算
☐	推進体制の検討
☐	その他
☐	特になし
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例) 国や県の方針が未定だったため、整合が図れなかった 等

- (10). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: <http://www.env.go.jp/policy/local/kaikaku/kuiki/index.html>)にて、実行計画(区域施策編)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。

最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定に当たって使用したマニュアルやツール類について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)
☐	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版
☐	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
☐	按分法【データ】部門別CO ₂ 排出量の現状推計
☐	按分法【ツール】部門別CO ₂ 排出量計算シート
☐	積上法【データ】運輸部門(自動車)CO ₂ 排出量推計データ
☐	積上法【ツール】積上法による排出量算定支援ツール
☐	【データ】自治体排出量カルテ
☐	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール
☐	【データ】自治体データベース
☐	使用していない
☐	存在を知らなかった
☐	使用したかどうか分からない
☐	独自の算定ファイルを作成した
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

都道府県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

- (11). 温対法の平成28年5月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました(温対法第21条第1項)。貴団体における実行計画(区域施策編)の共同策定の検討状況等について、下の選択枝の中からお選びください。

また、予定がある場合は具体的な共同する予定がある相手先を御記入いただき、関心がある場合は共同したい相手先について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

回答:

※複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください

選択枝:

1	平成28年度中に共同した計画を策定予定
2	平成29年度以降に共同した計画を策定予定
3	共同策定の予定はないが関心がある
4	共同策定の予定がない(関心もない)
5	検討していない
6	不明

1、2を選択

共同する予定の団体名:

3を選択

共同したい団体:

※共同したい団体について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	管下の市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
☐	隣する都道府県(市町村(特別区含む。))の場合
☐	近隣の市町村(特別区含む。)
☐	その他

Q2-1(1)で0又は1を選択した場合→Q2-4(1)へ、Q2-1(1)で2～5を選択した場合→Q2-1(12)へ

↓ Q2-1(1)で2～5を選択した場合

- (12) 温対法第21条第9項において都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、策定した実行計画（区域施策編）の公表方法について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	ホームページで公表している	URL:
☐	広報誌で公表している	
☐	環境報告書、環境白書等で公表している	ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。
☐	専用の冊子等を作成し公表している	
☐	環境審議会等で公表している	（「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。） 例）その他：課が発信しているメールマガジン等、公表していない理由：計画期間が経過しているため等
☐	議会報告で公表している	
☐	記者発表をしている	
☐	イベント展示などで公表している	
☐	その他	
☐	公表していない	
☐	不明	

Q 2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (1) 実行計画（区域施策編）における各部門のエネルギー起源CO₂排出量の算定方式について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:	☐ 産業部門	選択肢:	☐ 1 マニュアルに準じた投分法(簡易型)
	☐ 民生家庭部門		☐ 2 マニュアルに準じた投分法(標準型)
	☐ 民生業務部門		☐ 3 マニュアルに準じた種上法(標準型)
	☐ 運輸部門		☐ 4 マニュアルに準じた種上法(詳細型)
	☐ エネルギー転換部門		☐ 5 独自手法
			☐ 6 算定していない

- (2) 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択肢の中からお選びください。

☐	工業プロセス分野	選択肢:	☐ 1 対象としている
☐	廃棄物分野		☐ 2 対象としていない
☐	農業分野	その他の具体的な項目:	
☐	代替フロン等3ガス		
☐	三ふっ化窒素(NF3)		
☐	その他		
☐	森林等の吸収源		

- (3) 温室効果ガス排出削減目標の設定について

実行計画（区域施策編）の短期・中期・長期目標の設定の有無について、下の選択肢の中からお選びください。また、目標を設定している場合は、「基準年度」「目標年度」及び「削減率目標」をそれぞれ御記入ください。

※「設定の有無」については、右の選択肢の中からお選びください。

	設定の有無	基準年度		目標年度		削減率目標
短期目標	☐	平成	年度	平成	年度	%
中期目標	☐	平成	年度	平成	年度	%
長期目標	☐	平成	年度	平成	年度	%

選択肢:	☐ 1 設定している
	☐ 2 設定していない

Q2-2(3)の短期目標又は中期目標で1を選択→Q2-2(4)へ、短期目標・中期目標ともに2を選択→Q2-2(6)へ

↓ Q2-2(3)の短期目標又は中期目標で1を選択した場合のみ

- (4) 実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無について、目標の種類ごとに右の選択肢の中からお選びください。
※短期目標について御回答ください。ただし、短期目標を設定していない、又は短期目標期間が既に終了している場合は、中期目標と読み替えて御回答ください。

目標の種類	設定の有無	選択肢:
総量目標	区域全体における温室効果ガス（または主要な温室効果ガスであるCO ₂ ）の排出量と吸収量に関する目標	☐ 1 設定している ☐ 2 設定していない
最終エネルギー消費量目標	排出係数による影響を併せた進行管理のための目標	
部門・分野別目標	産業、民生家庭、民生業務、運輸部門等の部門や、工業プロセス、廃棄物等の分野における排出量目標	
対策目標	助成等の対象機器の導入量等計画に計上した施策の進行管理のための目標	
温室効果ガス排出原単位目標	単位（人口、床面積、生産量等）当たりの排出量目標	
最終エネルギー消費原単位目標	単位（人口、床面積、生産量等）当たりの最終エネルギー消費量目標	

Q2-2(4)の総量目標又は部門・分野別目標で1を選択→Q2-2(5)へ、対策目標で1を選択→Q2-2(6)へ、温室効果ガス排出原単位目標で1を選択→Q2-2(7)へ、これら全てで2を選択→Q2-2(8)へ

↓ Q2-2(4)の総量目標又は部門・分野別目標で1を選択した場合のみ

- (5) 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値、及び直近の算定値を御記入ください。

※該当しない箇所については、空欄としてください。
※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。

総量目標、部門・分野別目標		基準年度値		目標年度値		直近の算定値		
		(平成)	年度	(平成)	年度	(平成)	年度	
部門・分野別	エネルギー起源CO ₂	総量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		産業部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		民生家庭部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		民生業務部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		運輸部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
	温室効果ガス等	エネルギー転換部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		工業プロセス分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		廃棄物分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		農業分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		代替フロン等3ガス		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		三ふっ化窒素(NF3)		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		その他		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		森林等の吸収源△		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		その他(補足)						

単位は、tCO₂に換算して御記入ください。

↓Q2-2(4)の対策目標で1を選択した場合のみ

- (6) 実行計画(区域施策編)における部門・分野別の「目標設定の有無」について、下の選択肢の中からお選びください。また、その「具体的な内容(助成等の対象機器の導入量等)」を御記入ください。

対策目標		目標設定の有無	具体的な内容
部門・分野別	エネルギー	産業部門	
		民生家庭部門	
		民生業務部門	
		運輸部門	
		エネルギー転換部門	
	温室効果ガス等 その他の	工業プロセス分野	
		廃棄物分野	
		農業分野	
		代替フロン等3ガス	
		三ふっ化窒素(NF3)	
		その他	
		森林等の吸収源△	

選択肢:	1	設定している
	2	設定していない

↓Q2-2(4)の温室効果ガス排出原単位目標で1を選択した場合のみ

- (7) 実行計画(区域施策編)における部門・分野別の「目標設定の有無」について、下の選択肢の中からお選びください。また、その「単位」を御記入ください。

温室効果ガス排出原単位目標		目標設定の有無	単位
部門・分野別	エネルギー	産業部門	
		民生家庭部門	
		民生業務部門	
		運輸部門	
		エネルギー転換部門	
	温室効果ガス等 その他の	工業プロセス分野	
		廃棄物分野	
		農業分野	
		代替フロン等3ガス	
		三ふっ化窒素(NF3)	
		その他	
		森林等の吸収源△	

1人あたりの温室効果ガス排出量を目標としている場合は、「t_{CO2e}/人」と御記入ください。

選択肢:	1	設定している
	2	設定していない

- (8) 実行計画(区域施策編)の位置づけについて

① 実行計画(事務事業編)と統合していますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:		選択肢:	1	統合している
			2	今後、改定時に統合を予定している
			3	統合していない

② 実行計画(区域施策編)と環境基本計画は調和・連携が図られていますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:		選択肢:	1	当該計画と統合している
			2	当該計画を上位計画としている
			3	当該計画を上位計画としていないが、連携は図っている。
			4	当該計画とは連携を図っていない
			5	当該計画を策定していない

●「調和・連携」とは
関連する他分野の行政計画において、実行計画(事務事業編)の目的や対策施策等の事項や趣旨が、組み込まれていることを指します。
●「統合」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

③ 実行計画(区域施策編)とその他の行政計画との調和・連携について、各計画ごとに該当する選択肢をお選びください。

	総合計画
	都市計画(若くは「都市計画マスタープラン」)
	農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」
	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」
	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく「基本計画」
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通圏形成計画」
	公共施設等総合管理計画
	環境モデル都市アクションプラン
	環境未来都市計画
	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

選択肢:	1	図られている
	2	図られていない
	3	当該計画を策定していない
	4	不明

④ 他の行政計画に基づく個別の事業(道路事業、同地造成、再開発事業等)は、地球温暖化対策と調和・連携が図られていますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:		選択肢:	1	図られている
			2	図られていない

(上記の回答のように判断する理由を御記入ください。)

例) 図られている理由:総合計画に規定されている。事業実施段階でのチェックリストに地球温暖化対策を含む環境配慮について確認することが義務付けられている。等
図られていない理由:連携した事業がない。調和・連携を図る内容となっていない。等

↓Q2-1(1)で2～5を選択した場合のみ

Q 2-3. 実行計画(区域施策編)の進捗管理の仕組みについて

- (1) 実行計画(区域施策編)の進捗管理を協議・審議する場について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

	地方公共団体実行計画協議会
	地球温暖化対策地域協議会
	環境審議会
	関係各課等で構成される行内組織
	その他
	協議・審議する場はない
	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

(2) 実行計画(区域施策編)の進捗状況を協議・審議する場のメンバーについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	部局内担当者
☐	庁内の関係部局担当者
☐	環境審議会
☐	NPO等
☐	住民代表
☐	地元の企業担当者
☐	外部の学識経験者
☐	計画原案を委託した外部業者
☐	その他
☐	協議・審議する場はない
☐	不明



(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例) 他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q 2-4. 区域施策に関する吸収源対策の取組状況

(1) 下表の吸収源対策の取組状況について、下の選択肢の中からお選びください。(対策ごとに1つ選択)。

☐	森林吸収源対策
☐	農地土壌炭素吸収源対策
☐	都市緑化等の推進
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

選択肢:

1	実行計画(区域施策編)に位置付けて、取り組んでいる
2	実行計画(区域施策編)に位置付けていないが、取り組んでいる
3	取り組んでいない
4	不明

Q2-4(1)で1を選択した項目がある場合→Q2-4(2)へ、1を選択した項目がない場合→Q2-5へ

↓Q2-4(1)で1を選択した項目がある場合のみ

(2) 実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述含む。)を御記入ください。

例) 森林吸収源対策として、〇〇年度までに△△haの間伐を実施する 等

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q 2-5. 区域施策に関する気候変動による影響への適応(適応策)の取組状況について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	適応策を主目的とする行政計画(実行計画(区域施策編)を除く。)を策定している
☐	実行計画(区域施策編)に適応策を盛り込んでいる
☐	実行計画(区域施策編)以外の行政計画に適応策を盛り込んでいる
☐	いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている
☐	適応策を講じていない
☐	不明

(計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容を具体的に御記入ください。)

1～3を項目目
を選択した場合

都道府県、政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)の御担当者の場合→Q2-6(1)へ、それ以外の市町村の御担当者の場合→Q2-8(1)へ

都道府県、政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)の御担当者の方のみ御回答ください。

Q 2-6. 国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について

(1) 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について
① 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

回答: ☐

選択肢:

1	措置を講じている
2	措置を講じる予定がある、検討している
3	措置を講じていない

(追加的な取組がある場合は、具体的に御記入ください。)

② 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

回答: ☐

選択肢:

1	措置を講じている
2	措置を講じる予定がある、検討している
3	措置を講じていない

(追加的な取組がある場合は、具体的に御記入ください。)

③ 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用状況について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している
☐	事業者との協定に基づく温室効果ガス排出量を報告させている
☐	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している
☐	事業者との協定に基づく地球温暖化対策計画書を提出させている
☐	条例に基づく温室効果ガス排出量取引制度を導入している
☐	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある
☐	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない

④ その他取り組んでいるものについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	再生可能エネルギーの安定的かつ効率的な供給体制の構築のための多様な関係者の連携確保
☐	都市のコンパクト化や公共施設の再編等に合わせた地域熱供給システムの導入等による効率的なエネルギー利用の推進
☐	再生可能エネルギーの導入及び活用に付随して生じる問題の未然防止・解消(景観の悪化、騒音の発生、土地や水質の利用に係る権益への影響等)
☐	再生可能エネルギー関連施設の周辺住民の理解の醸成
☐	再生可能エネルギー関係事業者(例えば、農林水産業者、温泉業者)等の協力を得るための地域協議会の設置・運用
☐	環境的に持続可能な資源調達並びに生態系及び景観の保全についての適切な情報提供等
☐	事業者によるBATの導入や適切な運用改善の促進
☐	事業者による省エネ診断の積極的な受診の促進
☐	事業者によるコジェネレーションシステムの導入の促進
☐	事業者によるエネルギーマネジメントシステムの整備等の促進
☐	公共交通機関の利用促進
☐	温室効果ガスの排出量がより少ない製品・役務の利用促進
☐	次世代自動車の普及やエコドライブの推進
☐	省エネルギー住宅に対する財政上の支援
☐	国民運動「FOOD CHOICE」の促進
☐	その他
☐	取り組んでいない

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

●BAT(Best Available Techniques)
経済的に利用可能な最善の技術。例えば、「環境省指定先進的高効率設備機器一覧」に位置付けられた設備・機器など。

(2) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進に取り組んでいるものについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組
☐	都市のコンパクト化
☐	公共交通機関の再構築
☐	スマートコミュニティの構築
☐	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進
☐	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援
☐	その他
☐	取り組んでいない

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

(3) 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携について

① 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況について、下の選択肢からお選びください。

回答:

選択肢:

1	実施している
2	予定がある、検討している
3	予定がない

Q2-6(3)①で1を選択した場合→Q2-6(3)②へ

Q2-6(3)①で2又は3を選択した都道府県の御担当者の方→Q2-7へ

Q2-6(3)①で2又は3を選択し、Q2-1(1)で0又は1を選択した政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)の御担当者の方→Q2-9へ

Q2-6(3)①で2又は3を選択し、Q2-1(1)で2～5を選択した政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)の御担当者の方→Q2-8(1)へ

↓Q2-6(3)①で1を回答した場合のみ

② 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。また、取組の具体的な内容を御記入ください。

☐	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有
☐	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施
☐	連携中核都市圏(自治体規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏)における対策・施策の連携・協調
☐	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施
☐	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づき国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有
☐	その他
☐	取り組んでいない

(取組内容を具体的に記入ください。)

都道府県の御担当者の方→Q2-7へ

政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)で、Q2-1(1)で0又は1を選択した御担当者の方→Q2-9へ

政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)、Q2-1(1)で2～5を選択した御担当者の方→Q2-8(1)へ

都道府県の御担当者の方のみ御回答ください。

Q 2-7. 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」として挙げられているもの等のうち、取り組んでいるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	管下の市町村における取組の優良事例の情報収集
☐	管下の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
☐	その他
☐	取り組んでいない

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

Q2-1(1)で0又は1を選択した場合→Q2-9へ、Q2-1(1)で2～5を選択した場合→Q2-8(1)へ

↓Q2-1(1)で2～5を選択した場合のみ

Q 2-8. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

(1) 温対法第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならないとされていますが、その前提として実行計画(区域施策編)策定後の温室効果ガス排出量や対策効果の把握などの進捗確認状況について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

1	毎年実施する
2	毎年ではないが、定期的に実施する
3	予定がある、検討している
4	実施してあらず、予定もない
5	その他

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

Q2-8(1)で1又は2を選択した場合→Q2-8(2)へ、Q2-8(1)で3～5を選択した場合→Q2-8(5)へ

↓ Q2-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

- (2) 実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	区域内の総排出量の変化
☐	設定した目標の達成状況
☐	対策・施策の進捗状況等
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

- (3) 実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握結果の公表方法について、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書、環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会等で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント・展示などで公表している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

URL:

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

(「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。)

例) その他: 課が発行しているメールマガジン 等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため 等

- (4) 実行計画(区域施策編)における直近の進捗状況を担当部(局)課係としてどのように評価していますか。下の選択肢の中からお選びください。

① 回答:

選択肢:

1	目標達成に向けて、順調に進んでいる
2	目標達成が困難な状況である
3	評価していない

Q2-8(4)①で1を選択→Q2-8(4)②へ、Q2-8(4)②で2を選択→Q2-8(4)③へ、Q2-8(4)③で3を選択→Q2-8(5)へ

↓ Q2-8(4)①で1を選択した場合のみ

- ② 実行計画(区域施策編)における直近の進捗状況について、回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	工場・事業所における設備の高効率化の進展
☐	自動車等の低炭素化の進展
☐	再生可能エネルギーの導入の拡大
☐	各部署における省エネ・節電の定着
☐	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
☐	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下(人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等)
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q2-8(4)①で1を選択→Q2-8(5)へ

↓ Q2-8(4)①で2を選択した場合のみ

- ③ 実行計画(区域施策編)における直近の進捗状況について、回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	電力排出係数の悪化
☐	東日本大震災等の自然災害による影響
☐	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加(人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・業績向上等)
☐	普及啓発の進展の停滞
☐	対策・施策(普及啓発を除く。)の進展の停滞・後退
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

- (5) 実行計画(区域施策編)の推進過程で困っていることについて、あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	財源が不足している
☐	人員が不足している
☐	他の部局の協力が得られない
☐	事業者の理解や協力が得られない
☐	住民に対する普及啓発が難しい
☐	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している
☐	最新の技術情報や知見が不足している
☐	対策・施策の効果の見極めや評価が難しい
☐	有望な対策・施策が見つからない
☐	補助金など弾力的な運用ができない
☐	東日本大震災の影響が続いている
☐	国・マニュアルが策定されていない
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
☐	費用対効果が低い
☐	その他
☐	上記に該当するものがない

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q 2-9. 実行計画(区域施策編)の見直しについて

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

- (1). 国の地球温暖化対策計画(平成28年5月19日閣議決定)を受けた実行計画(区域施策編)の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

1	(計画期間内であるが、)国の計画策定を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)
2	計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である
3	国の計画策定を受けて、策定・改定済みである
4	過去に一度も策定したことがないが、国の計画策定を受けた策定を予定している
5	策定・改定時期未定

1~4を回答

平成 年度

Q2-1(1)で0又は1を選択した場合→Q3-1へ、Q2-1(1)で2~5を選択した場合→Q2-9(2)へ

↓Q2-1(1)で2~5を選択した場合のみ

- (2). 実行計画(区域施策編)の各事項における中間見直しの対象について、下の選択肢の中からお選びください。

	目標値や取組内容
	進捗管理の仕組み
	点検・評価結果の公表

選択肢:

1	対象としている
2	対象としていない
3	不明

- (3). 実行計画(区域施策編)の中間見直しの直近の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

1	予定がある
2	予定がない
3	不明

平成 年度

- (4). 実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果は、公表以外にどのように活用していますか。あてはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	国内機関(国や都道府県など)へ報告している
☐	海外機関へ報告している
☐	実行計画(区域施策編)の見直しに活用している
☐	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
☐	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
☐	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している
☐	審議会・委員会への報告資料としている
☐	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている
☐	その他の方法に活用している
☐	活用していない
☐	不明

機関の名称

機関の名称

1、2項目
を選択した場合

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成28年度)

3. その他地球温暖化対策に関する事項(都道府県、市町村(特別区含む。))のみ回答)

全団体が御回答ください。

○ 3-1. 現在、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策について御記入ください。

御記入いただいた内容は、昨年度分に続き「今、最も力を入れている地域の地球温暖化対策」として、実行計画(区域施策編)策定支援サイトに掲載します。
http://www.env.go.jp/policy/local/keikaku/kuiki/torikum2013/index.html

現在、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策		担当部署名:																																																							
①対策・施策の名称		②開始年度	平成 年度																																																						
③対策・施策の概要	※本事業(対策・施策)に関する概要説明資料がある場合は、電子ファイルを事務局宛(ortainet2016@env.go.jp)にメールで送付ください。 (ホームページ上に掲載している場合はそのURLをURL記入欄に御記入ください。) ※資料を提出いただく際のファイル名は、地方公共団体名・通し番号(例:〇〇市・)としてください。																																																								
④主な対策分野	回答: その他の内容:	選択肢: <table border="1"> <tr><td>1</td><td>太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進</td></tr> <tr><td>2</td><td>区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に關して行う活動の促進</td></tr> <tr><td>3</td><td>都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善</td></tr> <tr><td>4</td><td>循環型社会の形成</td></tr> <tr><td>5</td><td>その他</td></tr> </table>	1	太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進	2	区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に關して行う活動の促進	3	都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善	4	循環型社会の形成	5	その他																																													
1	太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進																																																								
2	区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に關して行う活動の促進																																																								
3	都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善																																																								
4	循環型社会の形成																																																								
5	その他																																																								
⑤主な対策・施策の種類	回答: 選択肢: <table border="1"> <tr><td>1</td><td>規制的手法: 条例に基づく事業者向け計画書制度など</td></tr> <tr><td>2</td><td>経済的手法: 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど</td></tr> <tr><td>3</td><td>自主的手法: 地方公共団体と協定の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度</td></tr> <tr><td>4</td><td>情報的手法: 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発</td></tr> <tr><td>5</td><td>その他</td></tr> </table>			1	規制的手法: 条例に基づく事業者向け計画書制度など	2	経済的手法: 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど	3	自主的手法: 地方公共団体と協定の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度	4	情報的手法: 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発	5	その他																																												
1	規制的手法: 条例に基づく事業者向け計画書制度など																																																								
2	経済的手法: 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど																																																								
3	自主的手法: 地方公共団体と協定の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度																																																								
4	情報的手法: 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発																																																								
5	その他																																																								
⑥対象部門 ※3つまで選択可	回答: その他の内容: 選択肢: <table border="1"> <tr><td>1</td><td>エネルギー起源CO₂(産業部門)</td></tr> <tr><td>2</td><td>エネルギー起源CO₂(民生家庭部門)</td></tr> <tr><td>3</td><td>エネルギー起源CO₂(民生業務部門)</td></tr> <tr><td>4</td><td>エネルギー起源CO₂(運輸部門)</td></tr> <tr><td>5</td><td>エネルギー起源CO₂(エネルギー転換部門)</td></tr> <tr><td>6</td><td>再生可能エネルギー</td></tr> <tr><td>7</td><td>工業プロセス分野</td></tr> <tr><td>8</td><td>廃棄物分野</td></tr> <tr><td>9</td><td>農業分野</td></tr> <tr><td>10</td><td>代替フロン等3ガス</td></tr> <tr><td>11</td><td>三ふっ化窒素(NF₃)</td></tr> <tr><td>12</td><td>森林等の吸収源</td></tr> <tr><td>13</td><td>その他</td></tr> </table>	1	エネルギー起源CO ₂ (産業部門)	2	エネルギー起源CO ₂ (民生家庭部門)	3	エネルギー起源CO ₂ (民生業務部門)	4	エネルギー起源CO ₂ (運輸部門)	5	エネルギー起源CO ₂ (エネルギー転換部門)	6	再生可能エネルギー	7	工業プロセス分野	8	廃棄物分野	9	農業分野	10	代替フロン等3ガス	11	三ふっ化窒素(NF ₃)	12	森林等の吸収源	13	その他	⑦主な関連分野 回答: その他の内容: 選択肢: <table border="1"> <tr><td>1</td><td>防災</td></tr> <tr><td>2</td><td>都市計画</td></tr> <tr><td>3</td><td>交通</td></tr> <tr><td>4</td><td>産業・観光</td></tr> <tr><td>5</td><td>農業・林業</td></tr> <tr><td>6</td><td>健康・福祉</td></tr> <tr><td>7</td><td>教育</td></tr> <tr><td>8</td><td>その他</td></tr> </table>	1	防災	2	都市計画	3	交通	4	産業・観光	5	農業・林業	6	健康・福祉	7	教育	8	その他	⑧年間事業 予算規模 (国等からの補助金を 含む総額) ※本事業 (対策・施策) について 回答: 選択肢: <table border="1"> <tr><td>1</td><td>～500万円</td></tr> <tr><td>2</td><td>～1,000万円</td></tr> <tr><td>3</td><td>～3,000万円</td></tr> <tr><td>4</td><td>～5,000万円</td></tr> <tr><td>5</td><td>～1億円万円</td></tr> <tr><td>6</td><td>1億円以上</td></tr> </table>	1	～500万円	2	～1,000万円	3	～3,000万円	4	～5,000万円	5	～1億円万円	6	1億円以上
1	エネルギー起源CO ₂ (産業部門)																																																								
2	エネルギー起源CO ₂ (民生家庭部門)																																																								
3	エネルギー起源CO ₂ (民生業務部門)																																																								
4	エネルギー起源CO ₂ (運輸部門)																																																								
5	エネルギー起源CO ₂ (エネルギー転換部門)																																																								
6	再生可能エネルギー																																																								
7	工業プロセス分野																																																								
8	廃棄物分野																																																								
9	農業分野																																																								
10	代替フロン等3ガス																																																								
11	三ふっ化窒素(NF ₃)																																																								
12	森林等の吸収源																																																								
13	その他																																																								
1	防災																																																								
2	都市計画																																																								
3	交通																																																								
4	産業・観光																																																								
5	農業・林業																																																								
6	健康・福祉																																																								
7	教育																																																								
8	その他																																																								
1	～500万円																																																								
2	～1,000万円																																																								
3	～3,000万円																																																								
4	～5,000万円																																																								
5	～1億円万円																																																								
6	1億円以上																																																								
⑨実行計画 における位置付け ※本事業 (対策・施策) について	回答: 選択肢: <table border="1"> <tr><td>1</td><td>実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている</td></tr> <tr><td>2</td><td>実行計画に位置付けられていない</td></tr> <tr><td>3</td><td>実行計画を未策定である</td></tr> </table>			1	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	2	実行計画に位置付けられていない	3	実行計画を未策定である																																																
1	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている																																																								
2	実行計画に位置付けられていない																																																								
3	実行計画を未策定である																																																								
⑩事業の実施主体																																																									
⑪行内外との連携 (地域協議会や推進 センター、事業者、民間団 体等)	記入例:〇〇推進事業(〇〇省)																																																								
⑫温室効果ガス削減量 等、対策施策の把握 ※本事業 (対策・施策) について	【基準年度値】 基準年度: 平成 年度 【内 容】	⑬利用して いる国等の 補助金等																																																							
	【目標年度値】 目標年度: 平成 年度 【内 容】	⑭事業実施 における 他自治体の 参考事例 ※具体的な自治 体名とその内容 について御記入 ください																																																							
	【直近の算定値】 確認年度: 平成 年度 【内 容】																																																								
⑮アピールポイント (事業推進や、成果 拡大に向けた努力や 工夫等を具体的に 御記入ください)																																																									

全団体が御回答ください。

Q 3-2. Q3-1で回答した対策・施策も含めて、すでに実施している地域の地球温暖化対策・施策について、(1)～(5)の対策分野ごとに代表するものから順番に御記入ください。

- ※ 「①対策・施策の内容」については、対策分野別の「①対策・施策の内容(1)～(5)」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「②開始年度」については、御記入ください。
- ※ 「③主な対策・施策の種類」については、「③主な対策・施策の種類」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「④主な事業の実施主体」については、「④主な事業の実施主体」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「⑤対象部門」については、「⑤対象部門」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「⑥実行計画における位置付け」については、「⑥実行計画における位置付け」の選択肢から該当する番号をお選びください。

(1)～(4)の③、④、⑤、⑥の選択肢は、共通の選択肢です。

(1) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項②:太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項)

①対策・施策の内容	②開始年度	③主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)	⑥実行計画 における位置付け	⑦その他補足等があれば 御記入ください
	平成 年度					
	平成 年度					
	平成 年度					

(2) 区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項②:その利用に伴って排出される温室効果ガスの排出の量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する地域環境の整備及び改善に関する事項)

①対策・施策の内容	②開始年度	③主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)	⑥実行計画 における位置付け	⑦その他補足等があれば 御記入ください
	平成 年度					
	平成 年度					
	平成 年度					

(3) 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項②:都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項)

①対策・施策の内容	②開始年度	③主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)	⑥実行計画 における位置付け	⑦その他補足等があれば 御記入ください
	平成 年度					
	平成 年度					
	平成 年度					

(4) 循環型社会の形成

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項②:その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。)の発生・排出の抑制その他の循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項)

①対策・施策の内容	②開始年度	③主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)	⑥実行計画 における位置付け	⑦その他補足等があれば 御記入ください
	平成 年度					
	平成 年度					
	平成 年度					

(5) 適応策・その他(上記(1)～(4)以外の対策分野について)

①対策・施策の内容	具体的な内容

「①対策・施策の内容」の選択肢:

(1)太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進に関するもの

1	太陽光発電(住宅用)の導入
2	太陽光発電(非住宅用)の導入
3	風力発電の導入
4	バイオマス発電の導入
5	地熱発電の導入
6	中小水力発電の導入
7	廃棄物発電の導入
8	海洋エネルギー発電(電力発電、潮流発電、海洋温度差発電等)の導入
9	太陽熱利用設備の導入
10	地中熱利用設備の導入
11	温床エネルギー利用設備の導入
12	雪氷熱利用設備の導入
13	バイオマス熱利用設備の導入
14	廃棄物熱利用設備の導入
15	温泉熱利用設備の導入
16	工場排熱利用設備の導入
17	燃料電池の導入
18	燃料電池自動車の導入
19	その他

(3)都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関するもの

1	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化
2	道路交通流対策
3	環境に適した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化
4	公共交通機関及び自転車の利用促進
5	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策
6	森林吸収源対策
7	農地土壌炭素吸収源対策
8	都市緑化等の推進
9	その他

(2)区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関するもの

1	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
2	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施
3	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上
4	業種間連携省エネの取組推進
5	住宅・建築物の省エネ化
6	FEMS・スマートメーター、BEMS、FEMS等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施
7	次世代自動車の普及、燃費改善
8	トラック輸送の効率化、共同輸送の推進
9	海運グリーン化(総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフト)の推進
10	港湾における取組(物流ターミナル等、臨港道路の整備)
11	その他

(4)循環型社会の形成に関するもの

1	廃棄物処理における取組 (プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進、廃棄物発電の導入など)
2	混合セメントの利用拡大
3	バイオマスプラスチック等の普及
4	廃棄物最終処理量の削減
5	廃棄物最終処理量の削減
6	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
7	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等
8	その他

(5)その他

1	適応策
2	エネルギーの効率的利用の拡大
3	代替フロンガス対策(情報提供、普及啓発)
4	三ふ化審査(NF)対策(情報提供、普及啓発)
5	クレジット制度の推進
6	その他

「④主な対策・施策の種類」の選択肢:

1	規制的手法: 条例に基づく事業者向け計画書制度など
2	経済的手法: 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど
3	自主的手法: 地方公共団体と域内の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度
4	情報的手法: 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発
5	その他

「④主な事業の実施主体」の選択肢:

1	行政
2	住民
3	民間事業者
4	協働
5	その他

「⑤対象部門」の選択肢:

1	エネルギー起源CO ₂ (産業部門 ^①)
2	エネルギー起源CO ₂ (民生家庭部門 ^②)
3	エネルギー起源CO ₂ (民生業務部門 ^③)
4	エネルギー起源CO ₂ (運輸部門 ^④)
5	エネルギー起源CO ₂ (エネルギー転換部門 ^⑤)
6	再生可能エネルギー
7	工業プロセス分野
8	廃棄物分野
9	農業分野
10	代替フロン等3ガス
11	三ふっ化窒素(NF ₃)
12	森林等の吸収源
13	その他

「⑥実行計画における位置付け」の選択肢:

1	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている
2	実行計画に位置付けられていない
3	実行計画を未策定である

全団体が御回答ください。

Q 3-3. 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策について、(1)～(5)の対策分野ごとに御記入ください。

- ※ 「④対策・施策の内容」については、対策分野別の「④対策・施策の内容(1)～(5)」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「④開始年度」については、ご記入ください。
- ※ 「④主な対策・施策の種類」については、「④主な対策・施策の種類」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「④主な事業の実施主体」については、「④主な事業の実施主体」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「⑤対象部門」については、「⑤対象部門」の選択肢から該当する番号をお選びください。
- ※ 「⑥実行計画における位置付け」については、「⑥実行計画における位置付け」の選択肢から該当する番号をお選びください。

(1)～(4)の③、④、⑤、⑥の選択肢は、共通の選択肢です。

(1). 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項①: 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項)

④対策・施策の内容	④開始年度		④主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)			⑥実行計画 における位置付け
	平成	年度						
	平成	年度						
	平成	年度						

(2). 区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項②: その利用に伴って排出される温室効果ガスの排出の量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項)

④対策・施策の内容	④開始年度		④主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)			⑥実行計画 における位置付け
	平成	年度						
	平成	年度						
	平成	年度						

(3). 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項③: 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項)

④対策・施策の内容	④開始年度		④主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)			⑥実行計画 における位置付け
	平成	年度						
	平成	年度						
	平成	年度						

(4). 循環型社会の形成

(温対法第21条第3項に規定される施策に掲げるものとして定められている事項④: その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項)

④対策・施策の内容	④開始年度		④主な対策・施策の種類	④主な事業の実施主体	⑤対象部門 (3つまで選択可)			⑥実行計画 における位置付け
	平成	年度						
	平成	年度						
	平成	年度						

(5). 適応策・その他(上記(1)～(4)以外の対策分野について)

④対策・施策の内容	具体的な内容							

「④対策・施策の内容」の選択肢:

(1)太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進に関するもの

1	太陽光発電(住宅用)の導入
2	太陽光発電(非住宅用)の導入
3	風力発電の導入
4	バイオマス発電の導入
5	地熱発電の導入
6	中小水力発電の導入
7	廃棄物発電の導入
8	海洋エネルギー発電(波力発電、潮流発電、海洋温度差発電等)の導入
9	太陽熱利用設備の導入
10	地中熱利用設備の導入
11	温度差エネルギー利用設備の導入
12	雪氷熱利用設備の導入
13	バイオマス熱利用設備の導入
14	廃棄物熱利用設備の導入
15	温泉熱利用設備の導入
16	工場排熱利用設備の導入
17	燃料電池の導入
18	燃料電池自動車の導入
19	その他

(3)都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関するもの

1	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化
2	道路交通流対策
3	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化
4	公共交通機関及び自転車の利用促進
5	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策
6	森林吸収源対策
7	農地土壌炭素吸収源対策
8	都市緑化等の推進
9	その他

「⑤主な対策・施策の種類」の選択肢:

1	規制的手法: 条例に基づく事業者向け計画書制度など
2	経済的手法: 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど
3	自主的手法: 地方公共団体と域内の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度
4	情報的手法: 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発
5	その他

「⑥主要事業の実施主体」の選択肢:

1	行政
2	住民
3	民間事業者
4	協働
5	その他

「⑦対象部門」の選択肢:

1	エネルギー起源CO ₂ (産業部門)
2	エネルギー起源CO ₂ (民生家庭部門)
3	エネルギー起源CO ₂ (民生業種部門)
4	エネルギー起源CO ₂ (運輸部門)
5	エネルギー起源CO ₂ (エネルギー転換部門)
6	再生可能エネルギー
7	工業プロセス分野
8	廃棄物分野
9	農業分野
10	代替フロン等ガス
11	三つ化窒素(NF ₃)
12	森林等の吸収源
13	その他

「⑧実行計画における位置付け」の選択肢:

1	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている
2	実行計画に位置付けられていない
3	実行計画を未策定である

全団体が御回答ください。

Q 3-4. 温対法の法定協議会の設置状況について、あてはまるものを全てお選びください。また、設置している場合、当該協議会の名称及び設立年月日を御記入ください。

	地方公共団体実行計画協議会(温対法第22条)
	地球温暖化対策地域協議会(温対法第40条)
	設置していない



協議会名称	設置年月			
	年号	年	月	
		年	月	
		年	月	

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（平成28年度）

4. 意見・要望

全団体が御回答ください。

- Q 4-1. 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。
 (1) 実行計画（事務事業編）を策定・改定するために必要な行政支援について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
☐	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
☐	計画に盛り込む対策・施策に関する情報
☐	その他

（「その他」の内容を具体的に御記入ください。） 例）人員確保、予算の措置 等

都道府県、政令指定都市及び中核市（施行時特例市含む。）の御担当者の方のみ御回答ください。

- (2) 実行計画（区域施策編）を策定・改定するために必要な行政支援について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
☐	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
☐	計画に盛り込む対策・施策に関する情報
☐	その他

（「その他」の内容を具体的に御記入ください。） 例）人員確保、予算の措置 等

全団体が御回答ください。

- Q 4-2. webを利用した調査形式に関する意見・要望について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	紙やエクセルを使った方式の方がよい
☐	共有PCでしかアクセスできないので不便
☐	操作方法がわかりにくい
☐	画面やレイアウトがわかりにくい
☐	今後は外部へのアクセス制限がかかるので不適切
☐	その他

（「その他」の内容を具体的に御記入ください。） 例）事前登録がわかりにくい 等

全団体が御回答ください。

- Q 4-3. 環境省に対する意見・要望がある場合は、カテゴリーを選択した上で具体的な内容を御記入ください（複数回答可）。

☐	実行計画の策定について
☐	温室効果ガス排出量算定について
☐	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて
☐	情報提供の充実について
☐	各種法令の見直し（規制緩和等）について
☐	電力自由化による状況の変化について
☐	国内技術の研究開発や海外への技術移転について
☐	その他



具体的な内容:	
具体的な内容:	
具体的な内容:	
具体的な内容:	
具体的な内容:	
具体的な内容:	
具体的な内容:	

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。

本調査でいう「実行計画(区域施策編)」は以下のとおりです。

実行計画(区域施策編)：

本調査でいう「実行計画(区域施策編)」とは、温対法第21条第3項で規定されている計画です。都道府県、指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)は、これを策定することが義務とされています。

【実行計画(区域施策)の策定において満たすべき条件】(法律第21条第3項の抜粋)

- ・施策に関する事項として以下の4項目を定めること。
 1. 「太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進」
 2. 「区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進」
 3. 「都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善」
 4. 「循環型社会の形成」
- ・都市計画、農業振興地域整備計画、その他の計画との調和を図り、連携すること。
- ・指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)は都道府県等の実行計画と整合性を図ること。
- ・計画策定にあたって、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。
また、住民その他利害関係者の意見を反映させるための処置を講じること。
- ・計画を策定したときには、延滞なく、公表すること。
- ・毎年一回、計画に基づく措置及び施策の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表すること。